

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第133号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第2条中「及び係」  
「庶務係」及び「管理係」  
「業務係」及び「作業係」  
を削る。

第3条第1項中「係長4人」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、業務課に庶務係長及び業務係長、施設管理課に管理係長及び作業係長を置く。

第4条第3項中「及び係長」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第6条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改める。

第7条中「係の分掌する」を「係長の担当する」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)